

事業所料金表

(一割負担者の金額(介護保険区分により、負担割合が異なる場合もあります))

【介護予防 訪問リハビリテーション「さくら苑」】

R. 6. 6. 1

	金額	
介護予防訪問リハビリテーション	2,980 円	◇法定介護報酬
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000 円	◇原因治療病院等退院後 3ヶ月間集中的にリハビリテーションを行った場合の加算
訪問リハビリ診療未実施減算	-500 円	◇当事業所の医師が診療を行えなかった場合の減算
利用期間超過減算	-300 円	◇利用開始月から 12ヶ月を超えた期間に利用した場合の減算
退院時共同指導加算	6,000 円	◇退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った場合の加算負担金
サービス提供体制強化加算	60 円	◇職員の経験度合いによる加算

【訪問リハビリテーション「さくら苑」】

	金額	
訪問リハビリテーション	3,080 円	◇法定介護報酬
短期集中リハビリテーション実施加算	2,000 円	◇原因治療病院等退院後 3ヶ月間集中的にリハビリテーションを行った場合の加算
リハビリテーションマネジメント加算	1,800 円	◇医師の指示で療法士がリハビリテーション管理・説明を行った場合の加算
イ	2,130 円	◇上記に加え、その情報を国に提出した場合の加算
ロ	2,700 円	◇上記内容を医師が家族等に説明し、同意を得た場合の加算
+ 医師による家族への説明		
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	2,400 円	◇退院退所後 3ヶ月以内に集中的に認知症リハビリテーションを行った場合の加算
退院時共同指導加算	6,000 円	◇退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った場合の加算負担金
訪問リハビリ診療未実施減算	-500 円	◇当事業所の医師が診療を行えなかった場合の減算
サービス提供体制強化加算	60 円	◇職員の経験度合いによる加算

【要介護・要支援共通 保険外料金】

	金額	
実施区域外への訪問時交通費	50 円	◇実施区域外まで訪問した際の、実施地域を超えた地点から訪問先までの 1km 当たりの交通費
キャンセル料	500 円	◇利用日の前日営業時間内までに連絡がなかった場合のキャンセル料

原則として料金表の利用料金に対し、介護保険区分による負担割合を掛けた金額が利用者の負担額となります。(保険外料金以外)。

ただし、保険料の滞納等により、事業者へ直接保険給付が行われない場合があります。その場合、ご利用者は 1 か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。